

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、子育て世帯への臨時特別給付金等の支給事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

## 公表日

令和8年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯への臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】</p> <p>子育て世帯の生活支援を目的として、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 令和4年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業【令和5年3月31日終了】</p> <p>(2) 令和5年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業【令和6年3月31日終了】</p> <p>(3) 令和5年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業【令和6年3月31日終了】</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】</p> <p>① 支給対象者の抽出</p> <p>② 要申請対象者の抽出</p>
③システムの名称	① 福祉情報システム（R-STAGE） ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯への臨時特別給付金等情報ファイル（福祉情報システムR-STAGE）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法 第9条第1項 別表 135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>・番号利用法 第19条第8号、第2条の表 160の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 1,000人未満(任意実施) ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 500人未満 ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 発生なし ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div> </div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[        十分である        ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [        ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[        十分である        ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請時に本人確認の上でマイナンバーを取得している。その際は、複数人での確認を行った上でその記録を残している。人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
9. 監査	
実施の有無	<p>[ <input type="radio"/> ] 自己点検        [        ] 内部監査        [        ] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[        十分に行っている        ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [        ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[        十分である        ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。そのうえで、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書き等を記載している。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	伊豆の国市は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	伊豆の国市は、子育て世帯への臨時特別給付金等の支給事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価書の見直しの実施
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 伊豆の国市令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱により、18歳までの子どもを育てる児童手当本則給付相当の保護者に対して令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給する。	【事務の概要】 伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱により、児童手当等受給者かつ非課税者及び家計急変者に対して給付金を支給する。	事後	評価書の見直しの実施
令和5年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金情報ファイル(福祉情報システムR-STAGE)	子育て世帯への臨時特別給付金等情報ファイル(福祉情報システムR-STAGE)	事後	評価書の見直しの実施
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター ②保健福祉・こども・子育て相談センター長	①市民環境部 市民課 ②市民課長	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail: soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948-2901 E-mail: naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail: soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948-2901 E-mail: naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	II しいき値判断項目	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱により、児童手当等受給者かつ非課税者及び家計急変者に対して給付金を支給する。  【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 支給対象者の抽出 ② 要申請対象者の抽出 ③ 支給決定に関する審査	【事務の概要】 子育て世帯の生活支援を目的として、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)令和4年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業【令和5年3月31日終了】 (2)令和5年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業 (3)令和5年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業  【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 支給対象者の抽出 ② 要申請対象者の抽出 ③ 支給決定に関する審査	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	・番号利用法 第9条第1項 別表第一 101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号、別表第二 121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 ・番号利用法 第19条第8号、別表第二 121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民環境部 市民課 ②市民課長	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 ②こども家庭課長	事後	令和5年4月1日組織改編に伴う変更
令和6年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948-2901 E-mail: naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail: kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和5年4月1日組織改編に伴う変更

令和6年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948-2901 E-mail:naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和5年4月1日組織改編に伴う変更
令和6年1月31日	II しいき値判断項目	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 子育て世帯の生活支援を目的として、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)令和4年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業【令和5年3月31日終了】 (2)令和5年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業 (3)令和5年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業  【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 支給対象者の抽出 ② 要申請対象者の抽出 ③ 支給決定に関する審査	【事務の概要】 子育て世帯の生活支援を目的として、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、次の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)令和4年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業【令和5年3月31日終了】 (2)令和5年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業【令和6年3月31日終了】 (3)令和5年度伊豆の国市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業【令和6年3月31日終了】  【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 支給対象者の抽出 ② 要申請対象者の抽出 ③ 支給決定に関する審査	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法 第9条第1項 別表第一 101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	・番号利用法 第9条第1項 別表 135の項	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法 第19条第8号、別表第二 121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 第2条の表 160の項  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	番号法の一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 ②こども家庭課長	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター ②こども家庭センター長	事後	令和6年4月1日組織改編(課名変更)に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和6年4月1日組織改編(課名変更)に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和6年4月1日組織改編(課名変更)に伴う変更
令和7年3月31日	II しいき値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2)十分である	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請時に本人確認の上でマイナンバーを取得している。その際は、複数人での確認を行った上でその記録を残している。人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正による項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 該当対策は十分か【再掲】		2)十分である	事後	様式改正による項目追加

令和7年3月31日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと 考えられる対策 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。そのうえで、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書き等を記載している。	事後	様式改正による項目追加
令和8年3月1日	IIしきい値判断項目	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施